

茨木市地域活動支援センター 型事業に関する実施基準

茨木市地域活動支援センター 型事業に関する実施基準（平成 22 年 5 月 1 日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）、及び茨木市地域活動支援センター 型事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日実施）に定めるもののほか、茨木市地域活動支援センター 型事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（開始届）

第 2 事業の実施を受託しようとする社会福祉法人等（第 4 において「事業受託者」という。）は、茨木市地域活動支援センター 型事業開始届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (2) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (3) 事業所平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

（実施基準）

第 3 事業は、基礎的事業及び機能強化事業とし、それぞれについて基準を定める。
2 基礎的事業の基準は、次のとおりとする。

(1) 利用定員

利用定員は、10 人以上であること。

(2) 開所日数

原則として、開所日数は週 5 日以上とする。

(3) 従業者の員数

施設長 1 人以上

施設長は、当該事業による便宜の供与を行うにあたり、障害者支援施設等における実務経験又は社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士等の資格を有するなど、必要な知識及び技能が具備されていることが望ましい。

施設長は、指導員を兼務できるものとする。

指導員 2 人以上

指導員の要件については、施設長に求める要件に準ずるものとする。

施設長と指導員は兼務できるものとする。ただし、うち1人は専任とする。

(4) 施設設備

作業スペース、交流スペース及び便所

利用者のプライバシーに配慮ができる相談スペース

サービス提供に必要な設備及び備品等を備える。

3 機能強化事業の基準は、次のとおりとする。

(1) 前項の基礎的事業の基準をすべて満たしていること。

(2) 施設長、指導員のうち1人以上を常勤とする。

(3) 小規模作業所等の運営実績をおおむね5年以上有していること。ただし、実施法人の運営実績とし、当該施設の運営が5年である必要はない。

(4) 実利用人員が10人以上であること。ただし、平成23年度末までに限り、小規模作業所が地域活動支援センター型に移行する場合、実利用人員が5人以上10人未満であっても、実利用人員の増加等要件を満たすための移行計画を作成、かつ市町村障害福祉計画に策定している箇所数内に関しては、5人以上10人未満であっても、事業を行うことができる。

(利用契約)

第4 事業受託者は、利用者からサービス提供の依頼を受けた時は、利用者と利用に関する契約を締結し、サービスを提供するものとする。

2 利用者との契約内容については、地域生活支援事業契約内容報告書により、茨木市に報告するものとする。

(請求書類等)

第5 サービス提供実績に応じ、サービス利用者ごとに地域活動支援センター型事業サービス提供実績記録票を作成することとし、地域生活支援事業費請求時に、実績記録票の写し、地域生活支援事業費明細書及び地域生活支援事業費請求書を茨木市に提出するものとする。

(減算・廃止)

第6 事業の実施にあたり、減算・廃止の条件は、次のとおりとする。

(1) 利用実績による減算

当該月の平均利用者数が5.0人未満となった場合は、基礎的事業及び機能強化事業に係る当該月の委託料等より5%の減算を行う。

(2) 廃止の要件

次に掲げる状況が6か月間継続するとき、またはそれ以内であっても市長が改善の見込みが薄い、もしくは悪質性が高いと認めたときは、事業を廃止するものとする。

当該月の平均利用者数が5.0人未満であるとき

必要な人員体制または施設設備が確保できないとき

不正な事務処理を行ったとき

利用者または家族に対し、虐待など著しい人権侵害を行ったとき

運営または便宜の供与につき、指導等に従わないとき

(指導内容等)

第7 事業の指導内容については、障害者の心身の状況や特性を十分考慮して指導等を計画的に行うほか、各種の教養時間をもうけるなど、社会適応性を助長するように努めるものとする。

2 作業内容、作業時間及び作業量等については、障害者の過重な負担とならないよう配慮するものとする。

(関係機関との連携)

第8 事業の実施主体は、事業の実施に当たって、地域住民の理解と協力が得られるように努めるとともに、福祉事務所等の関係機関並びに保護者との連携を密にし、事業の円滑な運営に努めるものとする。

(様式)

第9 この基準の規定により、必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第10 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この基準は、平成23年4月1日から実施する。

(茨木市地域活動支援センター 型事業に関する運営基準の廃止)

2 茨木市地域活動支援センター 型事業に関する運営基準(平成22年5月1日実施)を廃止する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から実施する。